

関西クラブユースサッカー連盟規約

関西クラブユースサッカー連盟規約

第1章 総 則

第1条[名称]

この連盟は、関西クラブユースサッカー連盟（以下、本連盟と略称する）と称する。

第2条[事務所]

本連盟は、事務所を大阪市西区靱本町1丁目7番25号 TK 靱本町ビル8F
一般社団法人関西サッカー協会内におく。

第2章 目 的

第3条[目的]

本連盟は、一般社団法人関西サッカー協会、ならびに一般財団法人日本クラブユース
サッカー連盟の指導のもとに、加盟クラブ相互の研鑽により、加盟クラブの競技力水準
向上を期し併せて関西地域における地域社会に根ざしたサッカーラブの普及発展を目
的にする。

第3章 事 業

第4条[事業]

本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. サッカー競技の研究及び指導に関すること
2. 関西地域の第2種(U-18)年代及び第3種(U-15)年代のクラブサッカー選手権
大会の実施に関すること
3. 加盟クラブの競技力水準向上に必要な事業に関すること
4. 加盟クラブ相互の協力関係の強化に関すること
5. 将来性豊かな選手の育成に関すること
6. クラブサッカーにおける一貫指導の啓発及び普及に関すること
7. クラブサッカーに関する情報収集及び伝達に関すること
8. 事業に関する公式記録の作成及び保管に関すること
9. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組 織

第5条[組織]

本連盟は、公益財団法人日本サッカー協会の第2種及び第3種加盟登録の関西地域
のクラブで組織する。

加盟クラブは、第3条の目的に賛同し、第4条の事業を達成できる条件を備えたクラブで
なければならない。

加盟クラブは、メンバー構成に身分、職業による制約を設けてはならない。

関西クラブユースサッカー連盟規約

第5章 役員及び職員

第6条[役員]

本連盟に、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 最大2名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 最大2名
5. 理事 17名以上20名以内
6. 評議員 府県連盟ならびにU-18 加盟チームから選出された数名
7. 関西地域代表評議員 4名
8. 監事 2名
9. 大会実施委員 若干名
10. 事務局長 1名
11. 顧問 若干名

第7条[役員の選任]

1. 会長、副会長、理事、関西地域代表評議員、監事は関西評議員総会において選任する。
2. 理事は以下の通りとする
 - ① 本連盟を構成する6府県連盟の理事長 各1名
 - ② Jクラブアカデミー(アカデミー責任者)より 各1名
 - ③ 学識経験者 5名以内
 - ④ 事務局長 1名
 - ⑤ 一般社団法人関西サッカー協会より(3種・2種委員長) 2名
 - ⑥ U-18/U-15より 各2名以内
3. 理事長・副理事長は理事会にて互選される。
4. 学識理事、事務局長は理事長が指名する。なお、学識理事とは広くスポーツに精通し、本連盟の運営に貢献できる者とする。
5. 評議員は、各府県連盟から登録チーム数の比例配分数を各府県より選出する
6. 大会実施委員会委員長は、理事会で選任する。また、大会実施委員は当該委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する
7. 監事は他の役職を兼ねる事が出来ない
8. 本連盟は、会長・理事長の推薦により顧問を置くことが出来る

第8条[役員の職務]

1. 会長及び副会長
 - ① 会長は、本連盟を代表し、業務を総理して連盟の事業を推進、統括する
 - ② 会長は、関西評議員総会の議長になる
 - ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する
2. 理事長及び副理事長
 - ① 理事長は、理事会の決議に従い、会務を掌握する

関西クラブユースサッカー連盟規約

- ② 理事長は、理事会の議長となる
- ③ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代理する
- 3. 常務理事
 - 常務理事は、常務理事会を構成し、会務の執行を審議し決定する
- 4. 理事
 - 理事は、理事会を構成し、会務の執行を審議し決定する
- 5. 評議員
 - 評議員は別に定める細則により、関西評議員総会を構成し、本連盟の最高議決機関として最重要事項を決定する
- 6. 代表評議員
 - 代表評議員は関西地域を代表して全国評議員総会に出席する
- 7. 監事
 - ① 監事は、理事の業務執行状況ならびに、会計を監査しその結果を関西評議員総会で報告する
 - ② 万が一、不備の事実を発見した時は、会長に報告し、関西評議員総会を開催するよう書面で申し入れる
- 8. 大会実施委員会委員
 - ① 大会実施委員会委員は、別に定めるそれぞれの委員会を構成し、理事会の方針に従って業務を処理する
 - ② 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は理事会が決定する

第9条[役員の任期]

- 1. 本連盟の役員任期は2年とし、再任は妨げない
- 2. 理事長の任期は、最大4期(8年)までとする
- 3. 学識理事の任期は、原則として理事長の在任期間と任期を揃えるが、改選期においては理事長に都度指名の有無を確認する。また、後任の理事長が指名をした場合は再任を認める
- 4. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする
- 5. 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

第10条[役員の罷免]

- 1. 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、理事会において過半数の賛同を得て、決定する事ができる
 - ① 著しく本連盟の名誉を傷つけたとき
 - ② 事業の遂行に非協力的なとき
 - ③ その他前各号に類する行為等があったとき

第11条[不服の申立]

前条に挙げる行為等により、役員を罷免されたことに不服がある場合、決定後の最初の評議員総会においてその旨を申し出ることができる

関西クラブユースサッカー連盟規約

第12条 [役員の報酬]

1. 必要あるときには役員は有給とすることが出来る
2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める

第13条 [事務局]

1. 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く
2. 事務局には、事務局長を置く
3. 全各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める

第6章 関西評議員総会

第14条 [構成]

関西評議員総会は、各府県連盟から選出された評議員をもって構成される

第15条 [開催]

1. 通常関西評議員総会は、毎年5月に開催する
2. 臨時関西評議員総会は、理事会が必要と認めた時、または全評議員数の2分の1以上、もしくは監事から付議すべき事項を書面で示して請求があった時に開催する

第16条 [招集]

1. 関西評議員総会は、会長が招集する
2. 関西評議員総会を招集する時は、全評議員に対し、付議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面で、開催日の14日前までに通知しなければならない

第17条 [議長]

通常関西評議員総会の議長は、会長とし、臨時関西評議員総会の議長は、その総会において理事長、副理事長及び出席評議員の中から選任する

第18条 [議決事項]

関西評議員総会は、次の事項を議決する

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び収支決算に関する事項
3. その他本連盟の業務に関する重要事項

第19条 [定足数]

1. 関西評議員総会は、全評議員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ理事会に届け出て承認を得た者を代理として表決を委任した者は出席者とみなす
2. 関西評議員総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる

第20条 [評議員への通知]

関西評議員総会において議決した事項は、全評議員に通知する

第21条 [議事録]

1. 関西評議員総会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならぬ

関西クラブユースサッカー連盟規約

- い
- ① 評議員総会の日時及び場所
 - ② 評議員現在数
 - ③ 出席評議員の数
 - ④ 議決事項
 - ⑤ 議決の経過の概要及びその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長の外、出席評議員の内からその評議員総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない

第7章 常務理事会

第22条 [構成]

常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事長の指名により理事会で承認された若干名の理事(この理事を「常務理事」という)で構成する。

第23条 [常務理事会の開催]

常務理事会は理事長が隨時招集して開催し、理事長が議長となる。
ただし理事長に事故ある時は副理事長がこれにあたる。

第24条 [権限]

1. 常務理事長は理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる案件、また会長及び理事長が常務理事会に付議すべきと判断した案件を審議、決定する。
2. 理事会の審議・決定事項は直後に開催される理事会に報告し、必要な事項については承認を得るものとする。

第8章 理事会

第25条 [構成]

理事会は、第6条第5項の理事をもって構成する

第26条 [理事会の開催]

理事会は年3回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めた時、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を書面で示して請求があった時にも開催することができる

第27条 [招集]

1. 理事会は理事長が招集する
2. 理事会を招集するには、理事に対し、付議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日前までに書面(電子書式含む)をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある時は、各理事の同意を得て、この期間を短

関西クラブユースサッカー連盟規約

縮することが出来る

第28条[議長]

理事会の議長は、理事長がこれに当たる

第29条[定足数など]

1. 理事会は理事の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することは出来ない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ理事会に届け出て承認を得た者を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす
2. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる

第30条[議事録]

1. 理事会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
 - ① 理事会の日時及び場所
 - ② 理事現在数
 - ③ 出席理事の数
 - ④ 議決事項
 - ⑤ 議決の経過の概要及びその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長の外、出席理事の内からその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない

第31条[事業計画及び収支決算]

この連盟の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事長が編成し、理事会及び関西評議員総会の議決を経て決定される。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする

第32条[収支決算]

1. この連盟の収支決算は、理事長が作成し、事業報告及び財産増減理由書とともに、監事の意見書を付け、理事会及び関西評議員総会にて承認を受ける
2. この連盟の収支決算に剰余金がある時は、理事会の議決、及び関西評議員総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年に繰り越すものとする

第33条[特別会計]

1. この連盟は、事業遂行上必要がある時は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる
2. 前項の特別会計は、第31条の収支予算及び第32条の収支決算に計上しなければならない

第34条[会計年度]

この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

関西クラブユースサッカー連盟規約

第9章 加盟クラブ

第35条 [加盟クラブ]

加盟クラブとは、U-15 及び U-18 の 6 年間を一貫指導できる環境づくりに努力すること及び次に掲げる内容を満たすクラブをいう。尚、加盟資格については別に定める「加盟登録要項」によるものとする。

1. 本連盟に加盟を希望するクラブは、同時に府県クラブユースサッカー連盟（以下「府県連盟」という。）及び日本クラブユースサッカー連盟（以下「日本連盟」という。）に加盟しなければならない。
2. 加盟クラブは、メンバー構成に身分、職業による制約を設けてはならない。
3. 加盟クラブは、11名以上の選手を保有していかなければならない。
4. 加盟クラブは、他の加盟クラブ又は他の連盟に加盟しているチームの選手を保有してはならない。
5. 公益財団法人日本中学校体育連盟又は全国高等学校体育連盟に加盟することができる団体若しくは加盟している団体は、本連盟に加盟登録できない。
6. 加盟クラブの代表者及び事務局担当者は、成人でなければならない。
7. 加盟クラブは、定期的に使用できるグラウンドを確保し、定期的な練習日を設定するものとする。
8. 加盟クラブは、U-18、U-15、U-12 の各年代のチームを保有していることが望ましい。いずれかのチームを保有していない場合は、5年以内に連続6年間の一貫指導できる環境をつくる努力をしなければならない。
9. 加盟クラブは、加盟登録後1年以内に3級審判員資格を有する者を最低限1名、2年以内に3級審判員資格を有する者を2名以上帯同するものとする。
10. 加盟クラブは、加盟登録後5年以内に公益財団法人日本サッカー協会公認C級コーチ以上の資格を有するクラブ専属指導者を確保するものとする。
11. 加盟クラブは、活動する地域社会に密着したスポーツ活動を事業計画として企画し、実施しなければならない。

第10章 懲罰

第36条 [懲罰]

懲罰に関する規定は、公益財団法人日本サッカー協会規程を適用する。

第11章 規約の変更及び解散

第37条 [規約の変更]

この規約は、理事会及び関西評議員総会において、理事現在数及び評議員現在数各々の2分の1以上の議決を得られなければ、変更することが出来ない。ただし、軽微なもの、上位団体にあわせるものについては、事務局が修正し、理事会が確認して変更する。

関西クラブユースサッカー連盟規約

第38条[解散]

この連盟の解散は、理事会及び関西評議員総会において、理事現在数及び評議員現在数各々の2分の1以上の議決を得られなければ、解散することが出来ない

第12章 雜則

第39条[書類及び帳簿の備置等]

1. この連盟の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
 - ① 連盟規約
 - ② 連盟加盟クラブ名簿
 - ③ 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
 - ④ 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - ⑤ 関西評議員総会及び理事会の議事に関する書類
 - ⑥ その他必要な帳簿及び書類
2. 前項1号ないし第5号の書類は永年、同項4号の帳簿及び書類は10年以上、同項6号の書類は1年以上保存しなければならない

第40条[細則]

この規約の施行についての細則は、理事会及び関西評議員総会の議決を経て別に定める

(改正)

平成14年4月22日

平成16年5月10日

平成18年6月5日

平成24年5月14日

平成27年12月18日

平成28年5月15日

平成29年1月20日

令和元年5月12日